

和歌山市立博物館基本的運営方針

1. 目的

当博物館は、博物館法第 18 条に基づく登録博物館で、また文化財保護法第 53 条による公開承認館である。当館では、博物館法に基づき和歌山市を中心とした歴史の資料収集・保管、展示等の諸活動を行っている。平成 20(2008)年 6 月、「博物館法」が約半世紀ぶりに改正され、平成 23(2011)年 12 月には、博物館法第 8 条に基づく「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部省告示第 165 号)が告示された。この基準は、博物館の健全な発達を図ることを目的とし、そこでは、博物館はこの基準に基づき博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする趣旨が明記された。そして、第 3 条第 1 項では「基本的運営方針」を策定し、公表するよう努めるものとする、定められている。このような法改正を受けて、当博物館は、今後ともよりよい博物館づくりを目指すために、博物館の諸活動の目的を明確にするものとする。さらに、それを広く市民に提示し、共有化するものとする。そして、持続可能な運営を維持するため、平成 27(2015)年度より 5 ヵ年(平成 31・2019 年度)の期間を定め、博物館活動の指針となる新たな「和歌山市立博物館基本的運営方針」(以下、「基本的運営方針」と略す)を定めるものとする。

2. 当博物館活動の基盤

(1) 和歌山市立博物館条例

和歌山市立博物館条例第 1 条で、「本市は、郷土の歴史、文化遺産等に関する市民の理解と認識を深めるとともに、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館を設置する」とあり、当館は昭和 60 (1985) 年 11 月に和歌山市の社会教育施設の一つとして設置された。その活動は、和歌山市を中心とした郷土の歴史・考古・民俗・産業等に関する資料を調査・収集・保管し、研究・展示・情報提供を通じて市民の教育と文化の向上に資することを目的とし、具体的な事業を実施している(ホームページの展覧会・イベント情報参照)。

(2) 上位計画

第 4 次和歌山市長期総合計画後期基本計画の「子どもが輝き、文化が薫る教育のまち」での基本構想では、「未来を担う子どもたちが夢を育み、郷土に誇りを持ち、生きる力を身に付けるよう、基礎からしっかりと学校で学べる教育環境の整備を推進します。また、だれもが楽しく学べる学習環境の整備に努め、生涯を通じて学びあえるまちをめざします。」とあり、めざす姿のひとつとして「文化遺産が適切に保護継承され、市民がそれらに触れ

る機会が提供されている。」と位置付けられている。表にすると以下のとおりである。

分野別目標	5	子どもが輝き、文化が薫る教育のまち
政策	5-4	文化・スポーツの振興
施策	5-4-1	文化遺産の保護・継承

3. 当博物館の基本理念

このような現状のもと、博物館の目的である市民の教育と文化の向上に資すること、輝かしい未来を創造する力を培うことをより積極的に達成するため、これまでの現状・評価等を踏まえ、博物館での成果を広く市民に還元すべく、様々な活動を創意工夫しながら展開していくことが必要である。これらの取り組みを着実に推進し、持続可能な運営に努めると共に市民にとって魅力ある博物館になるよう努めることとする。

4. 博物館活動の計画目標

このような理念に基づいて博物館活動を行うため、貴重な資料の収集、その資料に基づく精緻な研究、その成果としての展覧会の開催、さらに市民に情報を提供する教育普及活動などの諸活動を行うものとする。さらに、それらの諸活動が広く市民に理解されることが不可欠である。そのため、博物館に関する諸数値の中で、利用者数及び満足度を、市民の博物館への理解度の一端を示すものとして、常に検討することとする。

5. 博物館の活動方針

上記目標を実現するため、当博物館が有する機能やおもな取組分野ごとに、以下の活動方針を定める。

(1) 収集・保管

- ・本市の歴史を明らかにするために欠かすことのできない資料の収集・整理に努めるとともに、そのカード化やデータ化を推し進める。
- ・良好な資料保存環境を維持する。

(2) 展示

□常設展

- ・展示資料・設備・機器の適切な管理に努め、良好な見学環境を維持する。
- ・常設展の展示替えやテーマ替えなどを通じて十分な活用を推し進める。

□特別展・特別陳列

- ・調査研究の反映や収蔵資料の活用によって、より魅力ある展覧会を実施するとともに、

利用者を意識し、市民の関心を反映した企画の展示に努める。

(3) 調査・研究

- ・館活動の根幹である調査研究の成果を、市民へ還元することに努める。

(4) 教育・普及

□学校教育

- ・学校教育との連携を深める。
- ・和歌山市学校教育指針の教育に貢献する。
- ・館内及び館外活動の充実を図る。

□社会教育

- ・市民の知識・教養を高め、市民が豊かな社会生活を営むための機会や情報を提供する。
- ・レファレンスを行っていく。
- ・館内及び館外での活動の充実を図る。

(5) 連携

□学術面の連携

- ・市内各地の歴史・文化的価値の再発見と活用を支援する。
- ・幅広い団体とのネットワークを強化する。

□地域づくりに向けた連携

- ・歴史を通じた市内各地の地域づくりに協力する。
- ・近隣の施設や様々な団体との情報交換に努める。

(6) 情報発信

- ・当館の活動について認知度を高めることを、あらゆる手段で推し進める。

(7) 管理運営

- ・運営方針を館職員で共有し、方針を意識しながら博物館活動を推し進める。
- ・目標の実現に向けた効率的な運営や施設改善を行う。
- ・来館者への安全・安心の提供に努めるとともに、来館者などの関心や視線に常に注意を向ける。

(8) 施設改善

- ・省エネをめざし収蔵庫系統の空調、展示照明施設の改善計画を早急に推し進める。
- ・平成 27 年度より、改善計画の検討に入る。

6. 活動方針に基づいた取組の実施・進捗管理

上記の活動方針の達成をめざした博物館活動が着実に行われるよう、取り組み分野ごと

に今後の5年間の「主な実現方策」、及び5年後の到達目標となる「目標指標」を定める。ただし、本計画期間は5カ年とするが、4年目に全体計画を点検するとともに、中間評価を行い、5年目に次期5カ年計画を立案し、5年目を経過した時点で採択するものとする。

また、各年度の具体的な取り組みについては、今後の社会情勢の推移や利用者のニーズの変化、市行政の推移や、現実の館運営体制などに応じたものとする必要があるため、本計画の「主な実現方策」のもと、各年度において点検されるものとする。こうした博物館活動の取り組みについて、毎年度、館内で自己評価を行うとともに博物館協議会から評価を受け、活動方針の達成をめざしていくものとする。

7. 更なる充実に向けての課題

当博物館が更なる充実した活動を行っていくためには、上記の活動方針の達成とあわせてハード面にも取り組んでいく必要がある。これらの課題は、博物館単独では解決困難なものもあるが、当館としては可能な限り進展をめざして取り組んでいく。

- ・博物館へのアクセスなどの改善。
- ・博物館の人事・組織体制の充実。